

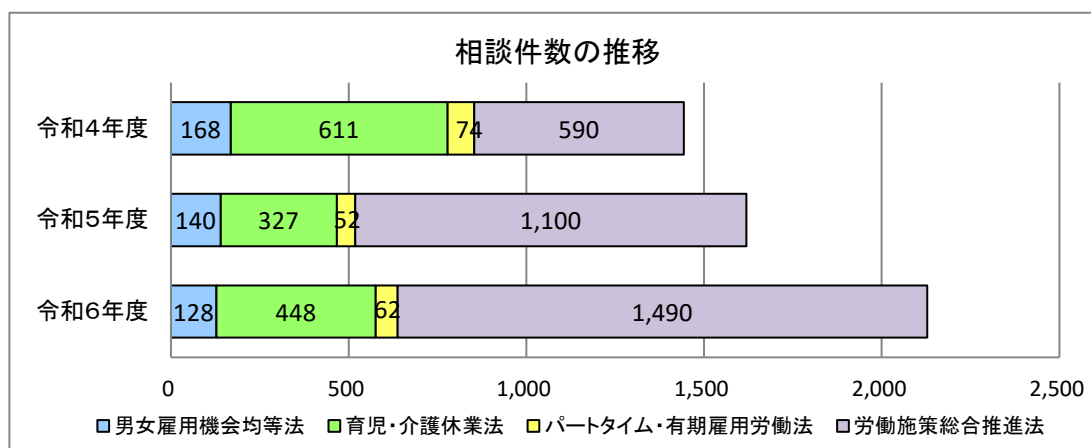
令和6年度の男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法の施行状況

(1) 青森労働局で取り扱った相談、行政指導の件数

ア 相談件数

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男女雇用機会均等法	168 (11.7%)	140 (8.6%)	128 (6.0%)
育児・介護休業法	611 (42.3%)	327 (20.2%)	448 (21.1%)
パートタイム・有期雇用労働法	74 (5.1%)	52 (3.2%)	62 (2.9%)
労働施策総合推進法	590 (40.9%)	1,100 (68.0%)	1,490 (70.0%)
合 計	1,443 (100.0%)	1,619 (100.0%)	2,128 (100.0%)

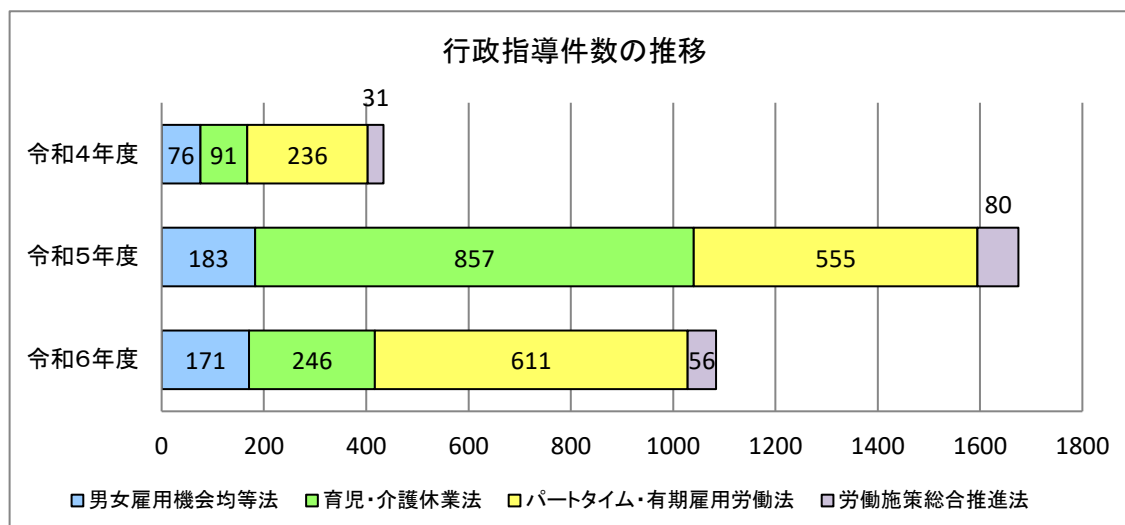


イ 行政指導件数

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男女雇用機会均等法	76 (6.7%)	183 (17.5%)	171 (10.9%)
育児・介護休業法	91 (50.6%)	857 (21.0%)	246 (51.2%)
パートタイム・有期雇用労働法	236 (41.8%)	555 (54.4%)	611 (33.1%)
労働施策総合推進法	31 (0.9%)	80 (7.1%)	56 (4.8%)
合 計	434 (100.0%)	1,675 (100.0%)	1,084 (100.0%)

※パートタイム・有期雇用労働法の「第19条助言」は除く。



(2)男女雇用機会均等法

ア 相談件数

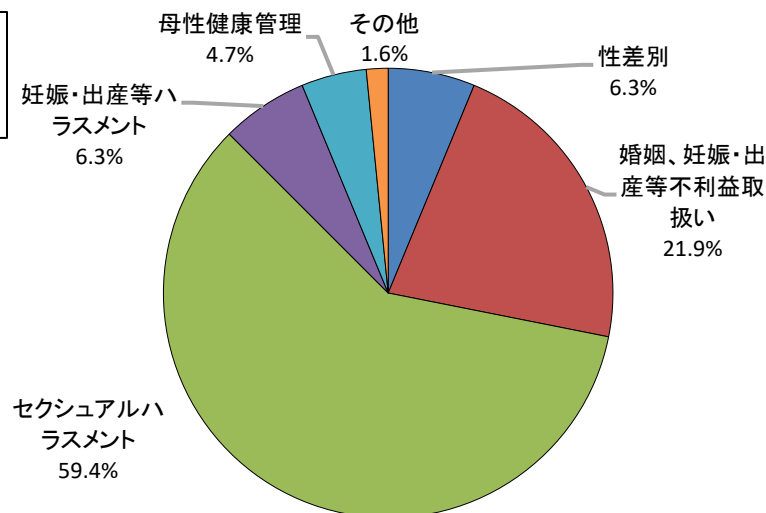
【相談内容の内訳】

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
性差別(募集・採用、配置・昇進、教育訓練、間接差別等)(第5条～8条関係)	7	9	8
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	32	32	28
セクシュアルハラスメント(第11条関係)	77	74	76
妊娠・出産等に関するハラスメント(第11条の3関係)	28	16	8
母性健康管理(第12条、13条関係)	17	8	6
その他	7	1	2
合 計	168	140	128

【相談内容別割合】

(注)令和6年度における
相談件数=100%



イ 行政指導件数

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
募集・採用(第5条関係)	0	0	1
配置・昇進、教育訓練等(第6条関係)	0	0	0
間接差別(第7条関係)	0	0	0
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	0	0	1
セクシュアルハラスメント措置義務(第11条の1関係)	11	34	57
セクシュアルハラスメント事業主の責務(第11条の2関係)	10	22	16
妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務(第11条の3関係)	13	35	29
妊娠・出産等に関するハラスメント事業主の責務(第11条の4関係)	10	22	17
母性健康管理(第12条、13条関係)	13	24	20
男女雇用機会均等推進者(第13条の2関係)	19	46	30
その他	0	0	0
合 計	76	183	171

(3) 育児・介護休業法

ア 相談

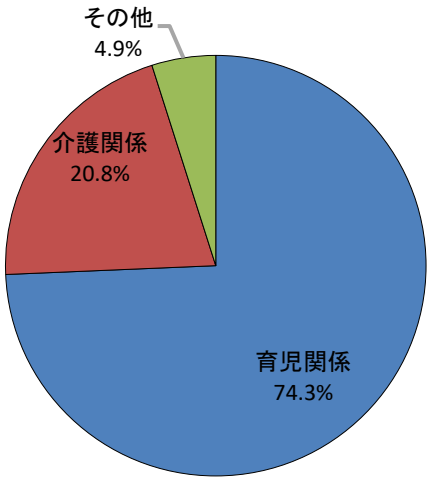
【相談内容の内訳1】

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
育児関係	431	241	333
介護関係	141	75	93
その他(職業家庭両立推進者等)	39	11	22
合 計	611	327	448

【相談内容別割合】

(注)令和6年度における
相談件数=100%



【相談内容の内訳2】

(件)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
育児関係	育児休業 (育児休業〔第5条関係〕、出生時育児休業〔第9条の2関係〕)	250	136	135
	育児休業以外 (子の看護休暇〔第16条の2、第16条の3関係〕、所定外労働の制限〔第16条の8関係〕、時間外労働の制限〔第17条関係〕、深夜業の制限〔第19条関係〕、所定労働時間の短縮措置等〔第23条、第24条関係〕、労働者の配置に関する配慮〔第26条関係〕)	103	58	116
	育児休業に係る不利益取扱い (第10条関係)	32	26	40
	育児休業以外に係る不利益取扱い (第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第21条第2項、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係)	12	7	14
	育児休業等に関するハラスメントの防止措置 (第25条関係)	24	9	11
	育児休業制度に関する個別周知・意向確認、雇用環境整備(第21条、第21条の2、第22条関係)	10	5	17
	小 計	431	241	333
介護関係	介護休業 (第11条関係)	63	42	42
	介護休業以外 (介護休暇〔第16条の5、第16条の6関係〕、所定外労働の制限〔第16条の9関係〕、時間外労働の制限〔第18条関係〕、深夜業の制限〔第20条関係〕、所定労働時間の短縮措置等〔第23条、第24条関係〕、労働者の配置に関する配慮〔第26条関係〕)	63	27	37
	介護休業に係る不利益取扱い (第16条関係)	2	3	8
	介護休業以外に係る不利益取扱い (第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係)	0	2	3
	介護休業等に関するハラスメントの防止措置 (第25条関係)	13	1	3
	小 計	141	75	93
その他		39	11	22
合 計		611	327	448

イ 行政指導件数

(件)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
育児関係	育児休業(第5条関係)	8	68	12
	出生時育児休業(第9条の2、第9条の5関係)	0	19	3
	子の看護休暇(第16条の2、第16条の3関係)	1	36	5
	所定外労働の制限(第16条の8関係)	0	15	2
	休業等に係る不利益取扱い事案	0	0	0
	時間外労働の制限(第17条関係)	0	12	3
	深夜業の制限(第19条関係)	0	7	2
	個別周知・意向確認(第21条第1項関係)	1	5	1
	雇用環境整備(第22条第1項関係)	10	110	22
	育児休業の取得状況の公表(第22条の2関係)		1	2
	3歳までの勤務時間短縮等(第23条第1項、第23条第2項関係)	2	20	7
	小学校就学までの勤務時間短縮等の措置(第24条第1項関係)	11	146	32
	休業等に関するハラスメント防止措置(第25条関係)	14	35	29
	休業期間等の通知(則第7条第4項から第6項関係)	1	11	3
小 計		48	485	123
介護関係	介護休業(第11条関係)	6	65	13
	介護休暇(第16条の5、第16条の6関係)	1	38	7
	休業等に係る不利益取扱い事案	0	0	0
	所定外労働の制限(第16条の9関係)	1	19	2
	時間外労働の制限(第18条関係)	0	9	1
	深夜業の制限(第20条関係)	0	7	2
	勤務時間短縮等の措置(第23条第3項関係)	7	44	7
	勤務時間短縮等の措置(第24条第2項関係)	6	52	11
	休業等に関するハラスメント防止措置(第25条関係)	14	32	29
	休業期間等の通知(則第23条第2項関係)	0	0	0
小 計		35	266	72
職業家庭両立推進者		8	106	51
合 計		91	857	246

(4) パートタイム・有期雇用労働法

ア 相談件数

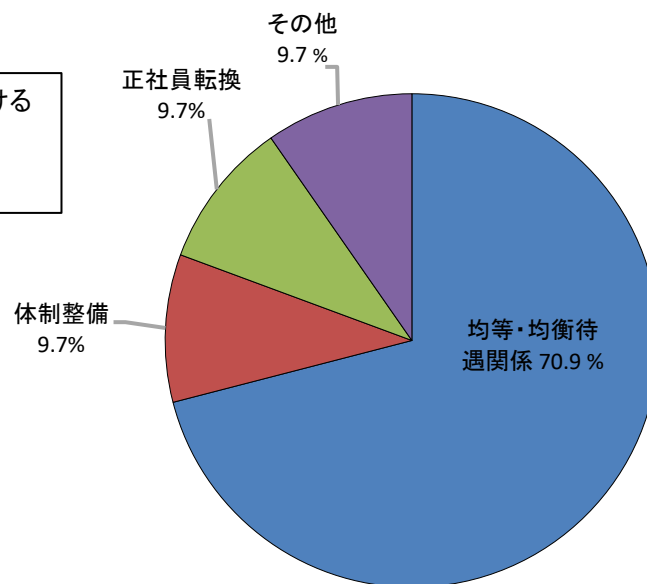
【相談内容の内訳】

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
均等・均衡待遇関係(第8条、9条、10条、11条、12条)	37	37	44
体制整備(第6条、7条、14条、16条、17条)	11	5	6
正社員転換(第13条)	11	7	6
その他(指針等)	15	3	6
合 計	74	52	62

【相談内容別割合】

(注)令和6年度における
相談件数=100%



イ 行政指導件数

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
労働条件の文書交付等(第6条関係)	43	96	109
就業規則の作成手続(第7条関係)	18	3	14
不合理な待遇の禁止(第8条関係)	4	36	54
差別的取扱いの禁止(第9条関係)	0	1	0
賃金(第10条関係)	14	25	32
教育訓練(第11条関係)	1	0	0
福利厚生施設(第12条関係)	0	0	0
通常の労働者への転換(第13条関係)	32	79	90
措置の内容の説明(第14条第1項関係)	39	88	110
待遇に関する説明(第14条第2項関係)	0	0	0
相談のための体制整備(第16条関係)	14	54	39
短時間雇用管理者(第17条関係)	21	53	45
その他(指針等)	50	120	118
合 計	236	555	611

(5)労働施策総合推進法

ア 相談件数

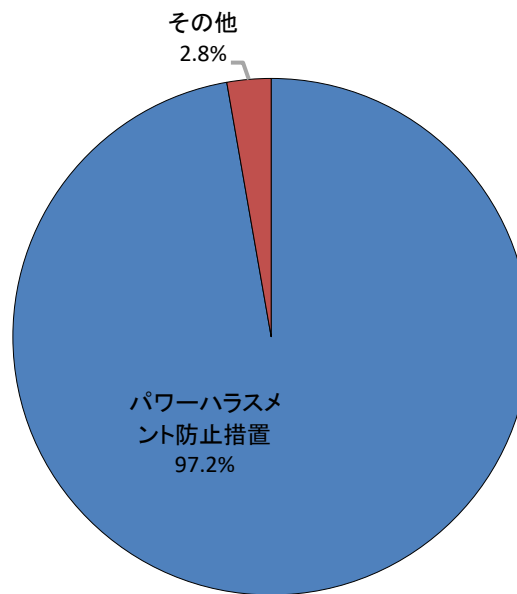
【相談内容の内訳】

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	548	1,058	1,449
その他	42	42	41
合 計	590	1,100	1,490

【相談内容別割合】

(注)令和6年度における
相談件数=100%



イ 行政指導件数

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	13	37	28
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係)	0	0	0
事業主の責務 研修の実施等(第30条の3第2項関係)	9	24	16
事業主の責務 自らの言動(第30条の3第3項関係)	9	19	12
紛争解決援助等の申出を理由とする不利益取扱い(第30条の5第2項)	0	0	0
調停申請を理由とする不利益取扱い(第30条の6第2項関係)	0	0	0
合 計	31	80	56